

第三号様式（第三条）
（その二）

整備項目表（公共交通機関の施設（建築物以外の施設））

公共交通機関の施設の名称		用途	
所在地			

1 出入口	公共交通機関の施設の出入口のうち以上の出入口の構造	(1) 幅は、内法を90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80 cm以上）	cm		
		(2) 戸の設置	有・無		
		ア 戸の幅は、内法を90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）	cm		
		イ 戸は、自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造	適・否		
		ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否		
		※ 構造上やむを得ず段がある場合に3 (5)イに定める構造の傾斜路の設置	有・無		
2 改札口	(1) 幅は、内法を90cm以上	cm			
	(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否			
3 通路等	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(2) 段の構造	ア 手すりの設置	適・否		
		イ 回り段の禁止	適・否		
		ウ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
	(3) 排水溝の構造	ア 車椅子使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		イ 車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない溝蓋の設置	適・否		
	(4) 階段の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	適・否			
	(5) 公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路のうち以上の経路の構造	ア 幅は、内法を1.4m以上	m	適・否	
		※ 末端付近及び50m以内ごとに車椅子転回スペースを設けた場合は、1.2m以上	m		
		イ 傾斜路等の構造	(ア) 幅は、内法を1.2m以上（段を併設する場合は、90cm以上）	m	
			(イ) 勾配は、1/12以下（傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1 /	
			(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置	m	
		(エ) 床の表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
(オ) 両側に手すりの設置		適・否			
(カ) 識別しやすい傾斜路	適・否				

		(キ) 傾斜路の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設	適・否	
		ウ 出入口、改札口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	適・否	
		エ 誘導用床材の敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	有・無	適・否
		※ 常時勤務する者による二以上の案内所等間の適切な誘導	有・無	
4 階段（その踊場を含む。）	(1) 主たる階段に回り段の禁止		適・否	
	(2) 踏面の表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
	(3) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否	
	(4) 両側に手すりの設置		適・否	
	(5) 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字板の設置		適・否	
	(6) 階段の上端及び下端に近接する通路等に注意喚起用床材の敷設		適・否	
5 エレベーター	(1) 直接地上に通じる各出入口から乗降場に至る経路のうち一以上の経路にエレベーターの設置		有・無	
	※ エレベーターの設置が困難な場合は、車椅子で利用できるエスカレーター <small>のり</small> の設置		有・無	
	(2) 籠及びエレベーターの出入口の幅は、内法を80cm <small>のり</small> 以上		cm	
	(3) 籠の幅は、内法を1.4m <small>のり</small> 以上、籠の奥行きは、内法を1.35m <small>のり</small> 以上	幅 m 奥行き m	適・否	
	※ 籠の出入口が複数あり、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられ、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のエレベーターの設置	有・無		
	(4) 籠内に戸の開閉状態を確認する鏡の設置		適・否	
	(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するもの又は籠外及び籠内に画像を表示する設備の設置		適・否	
	(6) 籠内の左右両面の側板に手すりの設置		適・否	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能		適・否	
	(8) 籠内に籠の停止階及び現在位置の表示装置の設置		適・否	
	(9) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置		適・否	
	(10) 籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置の設置（籠内に一以上のインターホンの設置）		適・否	
	(11) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる制御装置の設置		適・否	
	(12) 籠の出入口に利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に静止できる装置の設置		適・否	
(13) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、1.5m以上		m		
(14) 乗降ロビーに音声で昇降方向を知らせる装置の設置	適・否			
※ 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置又はエレベーターの停止する階が二のみである場合に該当	有・無	適・否		

6 乗降場	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
	(2) 縁端には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設置		適・否	
	(3) 両端には、転落防止柵を設置		適・否	
	(4) 休憩用施設の設置		適・否	
	(5) 車椅子使用者の通行へ配慮した工作物等の設置		適・否	
7 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置		有・無	
	(2) 便所の出入口付近に男子用及び女子用の別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための設備の設置		適・否	
	(3) 床の表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
	(4) 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の設置		適・否	
	(5) (4)の小便器の両側に手すりを適切に配置		適・否	
	(6) 車椅子使用者用便房の構造	ア 車椅子使用者用便房の面積	m ²	
		イ 腰掛便座の設置	適・否	
		ウ 手すりの設置	適・否	
	(7) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の幅は、内法を80cm ^{のり} 以上		cm	
	(8) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否	
	(9) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否	
(10) 車椅子使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示		適・否		
(11) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置		適・否		
8 カウンター及び記載台	(1) カウンターの構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ	適・否	適・否
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置	適・否	
		※ 上記ア及びイに適合しない場合、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造	適・否	
	(2) 記載台の構造	ア 車椅子使用者の利用に配慮した高さ	適・否	
		イ 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置	適・否	
9 公衆電話台	(1) 車椅子使用者の利用に配慮した高さ		適・否	
	(2) 下部に車椅子使用者が利用しやすい空間の設置		適・否	
10 券売機	(1) 金銭投入口及び操作ボタンは、車椅子使用者が円滑に利用できる高さ等		適・否	
	(2) 点字による表示		適・否	
11 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮		適・否	

	(2) 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	適・否	
	(3) 車椅子利用者用便所を設けた場合の表示	適・否	